

最前線紹介

『住み、心地。』良い寒河江を目指して

さがえし
山形県寒河江市市民生活課環境保全推進室

最初に寒河江市の紹介をさせていただきます。
本市は、山形県のほぼ中央に位置し、県都である山形市から 20 キロメートル圏内にあります。山形自動車道にアクセスしており、県内高速交通網の要衝となっております。

また、山形県の母なる川・最上川と清流・寒河江川が、市街地を包むように流れ、月山がっさんと葉山はやま、遠くに蔵王、朝日連峰を望み、四季の変化に富んだ美しい景観と豊かな自然環境に恵まれ、国の史跡の指定された東北随一の巨刹じおんじ 慈恩寺、鎌倉幕府の重臣大江広元公後裔であり寒河江荘を治めていた大江氏ゆかりの寒河江八幡宮、最上三十三観音札所となっている長念寺など由緒ある寺社も多く、千年以上もの間育まれてきた歴史や文化を有しております。

市内には国内最大規模の観光さくらんぼ園があり、6月上旬から7月初旬までさくらんぼ狩りができます。ほかにもイチゴやブルーベリー、大粒ぶどうや柿など年間を通して様々な果物狩りを楽しむことができます。



寒河江公園つつじ園

寒河江温泉では、宿泊や日帰りで楽しむことができます。また、市中心に位置する長岡山には東北最大級の規模を誇るつつじ園や約 1,000 本の桜が咲き誇るさくらの丘があり、年間を通じて県内外から多数の観光客が訪れています。

公害苦情処理を所管する市民生活課には 20 名の職員が在籍しており、そのうち 3 名の職員で環境衛生に関する業務を担当しています。公害苦情処理だけでなく、係の予算の大部分を占める一般廃棄物の収集運搬業務や太陽光発電設備等再生可能エネルギー設備や猫の不妊去勢手術に関する補助事業、昭和 30 年代に廃坑となった幸生さちうながまつ 永松 鉦山の鉦廃水処理業務、不法投棄防止に関する事業等環境衛生やごみ処理対策など幅広い分野の業務を担当しております。

本市の公害苦情処理業務の特徴としては、新興住宅地を多く抱えており、農地が急激に宅地化されているため、農地における野焼きによる悪臭や爆音機、散水用ポンプの使用による騒音など、農地と住宅地が近接していることに起因する公害苦情が近年たいへん多くなっております。

ここからは、近年市に寄せられた公害苦情の特徴的な事例について 3 件御紹介いたします。

1 件目は工業団地内に立地する食品材料製造会社の工場による悪臭の事案です。当該団地は工業専用地域内にあり、悪臭防止法の規制対象外となっています。当該工場前面市道の通行者から、車内が悪臭で充満してしまうとの苦情が市の代表メールに寄せられました。担当職員が現地を確認しましたが、臭いの感じ方は、その日の天候や風向きに左右されますし、人それぞれですので、客観的な事実確認は難しいと感じました。山形県の職

員にも同行を求め、現地を調査した結果、悪臭は当該工場から定期的に排出される野菜くずが原因と特定されました。

食品工場から排出される食物残渣は産業廃棄物となり県の管轄なので、県担当者から保管場所での適正な管理、速やかな処分について指導をしていただき、事案は解決いたしました。

2件目は隣家のボイラーから生じる排気臭についての事案です。苦情主から、しばらく空き家になっていた隣家に、居住者が住みはじめたところ、使用していなかったボイラーの排気が自宅に入り込むので、その臭いと健康被害についての苦情相談がありました。

苦情主の申し立てについて確認するため現地を訪れると原因者である隣家の所有者が、苦情主からの求めに応じて、もともと苦情主の玄関先に向けられていた排気筒を煙突型に付け替えて対応したことが確認できました。

しかしながら、煙突の排気口の高さが1階軒下でとどまっているため苦情主宅2階窓から煙が入り込んでしまうとのことでした。またそのことで苦情主宅の火災報知器が鳴ったとの話がありましたが、にわかには信じがたい状況でした。

本当にそのような事態が起こりうるのか原因者の隣家居住者に依頼し、市担当職員立ち合いのもと当該ボイラーを燃焼してもらいましたが、苦情主が申し立てるような黒煙等は認められませんでした。

その後何度か苦情主の言い分を原因者に伝え、煙突の排気口を軒の上まであげる対応をとってもらいましたが納得せず、最終的にはボイラー本体を交換することとなり問題は解決しましたが、苦情主の申し立て内容には一方的に主張する点があり、行政としては公平、中立的な立場で対応すべきと感じた事案でした。

3件目は市街地近くの山に設置された乗馬体験用の馬飼育場に関する悪臭を懸念する事案です。

当該飼育場の施設は、以前は酪農用の牛の飼育施設で、その当時は周辺住民が悪臭に悩まされてきました。本施設は牛飼育施設が廃止され、だいぶ年月が経ったものを馬の飼育用に改装したものでした。

現地を調査すると馬のふんは定期的に農家に堆肥として売却されているなど、悪臭の原因となるふん尿は適正に処理されており、ほとんど臭いは感じませんでした。牛と馬との違い、飼育の頭数形態も大きく異なりますが、住民の疑念を払しょくするには、丁寧な説明が必要となりました。

最終的に私たちの立ち会いのもと苦情主に直接馬主から、馬の飼い方ふん尿の処理の仕方を説明してもらおうとともに、実際に見てもらうことにより懸念される悪臭が生じにくいことを納得していただきました。

全ての公害苦情処理について言えることは、やはり現地での確認や聴き取りを丁寧に行うこと、また必要に応じて関係部課や県の主管課と綿密に連携を取ることです。

全ての問題を完全に早期に解決できるというのはなかなか無いものと感じます。いったんは解決したと思われても、根本問題は別にあり解決に至らず長期化するケースも少なくありません。また一度不信感が生まれると感情論となり、問題が複雑化してしまう傾向にあるようです。苦情主と原因者の双方の主張をバランスよく聴き取り、一件でも多く円満解決できるよう今後も努力していきたいと思えます。